

都議第82号

綴喜都市計画内里・上奈良地区地区計画の変更
(八幡市決定)

都 議 第 8 2 号
八都第 1 2 5 7 号
令和 6 年 11 月 5 日

八幡市都市計画審議会 会長 様

八幡市長 川田 翔子

綴喜都市計画内里・上奈良地区地区計画の変更について（諮問）

都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

別紙都市計画案のとおり

綴喜都市計画内里・上奈良地区地区計画の変更計画書(案)

八幡市決定

綴喜都市計画内里・上奈良地区地区計画の変更（案）（八幡市決定）

綴喜都市計画内里・上奈良地区地区計画を次のように変更する。

	名 称	内里・上奈良地区地区計画	
	位 置	京都府八幡市内里日向堂及び上奈良長池の各一部	
	面 積	約 2.7 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、第二京阪道路八幡東インターチェンジの約 500m圏内に位置し、都市計画道路八幡田辺線に近接する交通の利便に優れた地区である。</p> <p>また、本市の都市計画の基本的な方針を示す「八幡市都市計画マスタープラン」において、新名神高速道路の全線開通のインパクトを活かした産業の振興を図る「産業振興ゾーン」に位置付けられている。</p> <p>そこで、地区計画を定めることにより、優れた交通条件を活かした魅力ある市街地の形成を誘導するとともに、周辺市街地との調和を図り良好な市街地の環境を保全することを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	高速道路及び都市計画道路等に近接する優れた交通条件を活かし、周辺地域の環境に配慮しつつ工場を主体とした土地利用を図るものとする。	
	建築物等の整備方針	土地利用の方針に沿った地区形成を図るため、建築物等の用途、敷地面積の最低限度、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の形態または意匠及びかきまたはさく等の構造についての制限を定める。	
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区周辺と調和のとれた緑豊かな環境の確保と維持を図るため、敷地内に植栽や緩衝緑地を整備するなど積極的な緑化を図る。	
地区整備計画	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり	
	地区整備計画区域の面積	約 2.2ha	
	区分の名称	A 地区	B 地区
地区の区分	区分の面積	約 1.7ha	約 0.5ha

建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、建築可能な建築物に附属するものは除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの。 (2) カラオケボックスその他これに類するもの。 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの。 (4) 公衆浴場。 (5) 診療所。 (6) 保育所、幼保連携型認定こども園。 (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの。 (8) 自動車教習所。 (9) 畜舎。 (10) 建築基準法別表第2（る）項に掲げる事業を営む工場。 (11) 建築基準法別表第2（る）項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理施設。 (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」及び同条第9項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」の用に供するもの。 (13) 京都府条例「青少年の健全な育成に関する条例」第23条第1項の規則に定める営業の用に供するもの。 	
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>1,000 m²</p> <p>ただし、公益上必要な建築物のための1,000 m²未満の画地については、その全部を一の敷地として使用する場合においては適用しない。</p>	
	建築物の高さの最高限度	<p>建築物の高さの最高限度は20mとする。</p> <p>ただし、許可による特例及び適用除外の事項は別表1に掲げるとおりとする。</p>	
	壁面の位置の制限	<table border="1"> <tr> <td>建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）までの距離及び隣地境界線までの距離は、最低限度を5mとする。</td><td>建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）までの距離及び隣地境界線までの距離は、最低限度を2mとする。</td></tr> </table> <p>ただし、電柱又はゴミ置場の設置により道路境界線が一辺の直線あるいは一弧の曲線とならない場合においては、電柱又はゴミ置場設置位置を除いて見通される一辺の直線あるいは一弧の曲線を道路境界線とみなし、この規定を適用する。</p> <p>また、上記の規定は、次の各号の1に該当する建築物については適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 上記に規定する境界線からの距離の最低限度に満たない部分の建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下である建築物。 (2) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下の附属建築物。 (3) 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物。 	建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）までの距離及び隣地境界線までの距離は、最低限度を5mとする。
建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）までの距離及び隣地境界線までの距離は、最低限度を5mとする。	建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）までの距離及び隣地境界線までの距離は、最低限度を2mとする。		
建築物等の形態または意匠の制限	建築物及び広告物、看板の形態、意匠については、すぐれた都市景観の形成と周辺環境との調和に寄与するものとする。		
建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、建築可能な建築物に附属するものは除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの。 (2) カラオケボックスその他これに類するもの。 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの。 (4) 公衆浴場。 (5) 診療所。 (6) 保育所、幼保連携型認定こども園。 (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの。 (8) 自動車教習所。 (9) 畜舎。 (10) 建築基準法別表第2（る）項に掲げる事業を営む工場。 (11) 建築基準法別表第2（る）項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理施設。 (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」及び同条第9項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」の用に供するもの。 (13) 京都府条例「青少年の健全な育成に関する条例」第23条第1項の規則に定める営業の用に供するもの。 	
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>1,000 m²</p> <p>ただし、公益上必要な建築物のための1,000 m²未満の画地については、その全部を一の敷地として使用する場合においては適用しない。</p>	
	建築物の高さの最高限度	<p>建築物の高さの最高限度は20mとする。</p> <p>ただし、許可による特例及び適用除外の事項は別表1に掲げるとおりとする。</p>	
	壁面の位置の制限	<table border="1"> <tr> <td>建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）までの距離及び隣地境界線までの距離は、最低限度を5mとする。</td><td>建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）までの距離及び隣地境界線までの距離は、最低限度を2mとする。</td></tr> </table> <p>ただし、電柱又はゴミ置場の設置により道路境界線が一辺の直線あるいは一弧の曲線とならない場合においては、電柱又はゴミ置場設置位置を除いて見通される一辺の直線あるいは一弧の曲線を道路境界線とみなし、この規定を適用する。</p> <p>また、上記の規定は、次の各号の1に該当する建築物については適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 上記に規定する境界線からの距離の最低限度に満たない部分の建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下である建築物。 (2) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下の附属建築物。 (3) 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物。 	建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）までの距離及び隣地境界線までの距離は、最低限度を5mとする。
建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）までの距離及び隣地境界線までの距離は、最低限度を5mとする。	建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）までの距離及び隣地境界線までの距離は、最低限度を2mとする。		
建築物等の形態または意匠の制限	建築物及び広告物、看板の形態、意匠については、すぐれた都市景観の形成と周辺環境との調和に寄与するものとする。		

	かきまたはさくの構造の制限	道路に面する敷地の部分にかきまたはさく、塀等を設置する場合は、宅地地盤面からの高さを1.6m以下としなければならない。 ただし、かきまたはさく、塀等が敷地境界線から道路側に沿って幅60cm以上後退して設置され、美観と緑化に配置されている場合及び生垣を設置する場合はこの限りではない。
--	---------------	--

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

別表1

1	制限の緩和措置	(1) 北側の前面道路の反対側に公共水面、線路敷その他これらに類するものがある場合、又は建築物の敷地が北側で公共水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該公共水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は当該公共水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。 (2) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合には当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面より1m以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は当該高低差から1mを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
2	許可による特例及び適用除外	右の各号の1に該当する建築物は、この制限によらないことができる。 (1) 1団地の住宅施設（都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第11条第1項第8号に規定する1団地の住宅施設をいう。）内の建築物。 (2) 市街地再開発事業（法第12条第1項第4号に規定する市街地再開発事業をいう。）の施行区域内の建築物 (3) 新住宅市街地開発事業（法第12条第1項第2号に規定する新住宅市街地開発事業をいう。）の施行区域内の建築物 (4) 次の各項の1に該当する場合で、市長が八幡市都市計画審議会の同意を得て許可した建築物 イ. 公共の目的を持つ建築物 ロ. 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条に定める敷地内の空地及び敷地面積の規模を有する敷地に建築される建築物並びに同法第86条に定める総合的設計による1団地の建築物で、同法施行令第136条に定める敷地内の空地及び敷地面積の規模にかかる基準に適合しているもので、周囲の状況により環境上支障がないと認められるもの。

理由

本都市計画は、市街化区域と市街化調整区域との区分の変更に併せ、計画的かつ有効な都市的土地区画整理事業を行なうものである。

綴喜都市計画内里・上奈良地区地区計画の変更（新旧対照資料）

(変更案)

綴喜都市計画内里・上奈良地区地区計画の変更（八幡市決定）

綴喜都市計画内里・上奈良地区地区計画を次のように変更する。

名 称	内里・上奈良地区地区計画		
位 置	京都府八幡市内里日向堂及び上奈良長池の各一部		
面 積	約 2.7 ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、第二京阪道路八幡東インターチェンジの約500m圏内に位置し、都市計画道路八幡田辺線に近接する交通の利便に優れた地区である。</p> <p>また、本市の都市計画の基本的な方針を示す「八幡市都市計画マスターplan」において、新名神高速道路の全線開通のインパクトを活かした産業の振興を図る「産業振興ゾーン」に位置付けられている。</p> <p>そこで、地区計画を定めることにより、優れた交通条件を活かした魅力ある市街地の形成を誘導するとともに、周辺市街地との調和を図り良好な市街地の環境を保全することを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	高速道路及び都市計画道路等に近接する優れた交通条件を活かし、周辺地域の環境に配慮しつつ工場を主体とした土地利用を図るものとする。	
	建築物等の整備方針	土地利用の方針に沿った地区形成を図るため、建築物等の用途、敷地面積の最低限度、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の形態または意匠及びかきまたはさく等の構造についての制限を定める。	
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区周辺と調和のとれた緑豊かな環境の確保と維持を図るため、敷地内に植栽や緩衝緑地を整備するなど積極的な緑化を図る。	
	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり	
地区整備計画	地区整備計画区域の面積	約 2.2ha	
	地区の区分	A 地区	B 地区
	区分の面積	約 1.7ha	約 0.5ha

名 称	内里・上奈良地区地区計画		
位 置	京都府八幡市内里日向堂及び上奈良長池の各一部		
面 積	約 2.7 ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、第二京阪道路八幡東インターチェンジの約500m圏内に位置し、都市計画道路八幡田辺線に近接する交通の利便に優れた地区である。</p> <p>また、本市の都市計画の基本的な方針を示す「八幡市都市計画マスターplan」において、新名神高速道路の全線開通のインパクトを活かした産業の振興を図る「産業振興ゾーン」に位置付けられている。</p> <p>そこで、地区計画を定めることにより、優れた交通条件を活かした魅力ある市街地の形成を誘導するとともに、周辺市街地との調和を図り良好な市街地の環境を保全することを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	高速道路及び都市計画道路等に近接する優れた交通条件を活かし、周辺地域の環境に配慮しつつ工場を主体とした土地利用を図るものとする。	
	建築物等の整備方針	土地利用の方針に沿った地区形成を図るため、建築物等の用途、 建築物の容積率及び建蔽率の最高限度 、敷地面積の最低限度、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の形態または意匠及びかきまたはさく等の構造についての制限を定める。	
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区周辺と調和のとれた緑豊かな環境の確保と維持を図るため、敷地内に植栽や緩衝緑地を整備するなど積極的な緑化を図る。	
	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり	
地区整備計画	地区整備計画区域の面積	約 2.2ha	
	地区の区分	A 地区	B 地区
	区分の面積	約 1.7ha	約 0.5ha

建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、建築可能な建築物に附属するものは除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの。 (2) カラオケボックスその他これに類するもの。 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの。 (4) 公衆浴場。 (5) 診療所。 (6) 保育所、幼保連携型認定こども園。 (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの。 (8) 自動車教習所。 (9) 畜舎。 (10) 建築基準法別表第2（る）項に掲げる事業を営む工場。 (11) 建築基準法別表第2（る）項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理施設。 (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」及び同条第9項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」の用に供するもの。 (13) 京都府条例「青少年の健全な育成に関する条例」第23条第1項の規則に定める営業の用に供するもの。 	
		<p>建築物の用途の制限</p> <p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 倉庫。 (2) 事務所。 (3) 工場。 ただし、建築基準法別表第2（る）項に掲げる事業を営む工場並びに八幡市特別工業地区建築制限条例に定める第2種特別工業地区内において建築できない工場を除く。 (4) 危険物の貯蔵又は処理施設。 ただし、建築基準法別表第2（る）項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理施設を除く。 (5) 自動車修理工場。 (6) 自動車車庫。 (7) 前各号の建築物に附属するもの。 	
		建築物の容積率の最高限度	10分の20
		建築物の建蔽率の最高限度	10分の6
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m ² ただし、公益上必要な建築物のための1,000 m ² 未満の画地については、その全部を一の敷地として使用する場合においては適用しない。
	建築物の高さの最高限度	<p>建築物の高さの最高限度は20mとする。</p> <p>ただし、許可による特例及び適用除外の事項は別表1に掲げるとおりとする。</p>	
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）までの距離及び隣地境界線までの距離は、最低限度を2mとする。</p> <p>建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）までの距離及び隣地境界線までの距離は、最低限度を5mとする。</p> <p>ただし、電柱又はゴミ置場の設置により道路境界線が一辺の直線あるいは一弧の曲線とならない場合においては、電柱又はゴミ置場設置位置を除いて見通される一辺の直線あるいは一弧の曲線を道路境界線とみなし、この規定を適用する。</p> <p>また、上記の規定は、次の各号の1に該当する建築物については適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 上記に規定する境界線からの距離の最低限度に満たない部分の建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下である建築物。 (2) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下の附属建築物。 (3) 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物。 	

	建築物等の形態または意匠の制限	建築物及び広告物、看板の形態、意匠については、すぐれた都市景観の形成と周辺環境との調和に寄与するものとする。
	かきまたはさくの構造の制限	道路に面する敷地の部分にかきまたはさく、塀等を設置する場合は、宅地地盤面からの高さを1.6m以下としなければならない。 ただし、かきまたはさく、塀等が敷地境界線から道路側に沿って幅60cm以上後退して設置され、美観と緑化に配置されている場合及び生垣を設置する場合はこの限りではない。

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

	建築物等の形態または意匠の制限	建築物及び広告物、看板の形態、意匠については、すぐれた都市景観の形成と周辺環境との調和に寄与するものとする。
	かきまたはさくの構造の制限	道路に面する敷地の部分にかきまたはさく、塀等を設置する場合は、宅地地盤面からの高さを1.6m以下としなければならない。 ただし、かきまたはさく、塀等が敷地境界線から道路側に沿って幅60cm以上後退して設置され、美観と緑化に配置されている場合及び生垣を設置する場合はこの限りではない。

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

別表1

1	制限の緩和措置	(1) 北側の前面道路の反対側に公共水面、線路敷その他これらに類するものがある場合、又は建築物の敷地が北側で公共水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該公共水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は当該公共水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。 (2) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合には当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面より1m以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は当該高低差から1mを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
2	許可による特例及び適用除外	右の各号の1に該当する建築物は、この制限によらないことができる。 (1) 1団地の住宅施設（都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第11条第1項第8号に規定する1団地の住宅施設をいう。）内の建築物。 (2) 市街地再開発事業（法第12条第1項第4号に規定する市街地再開発事業をいう。）の施行区域内の建築物 (3) 新住宅市街地開発事業（法第12条第1項第2号に規定する新住宅市街地開発事業をいう。）の施行区域内の建築物 (4) 次の各項の1に該当する場合で、市長が八幡市都市計画審議会の同意を得て許可した建築物 イ. 公共の目的を持つ建築物 ロ. 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条に定める敷地内の空地及び敷地面積の規模を有する敷地に建築される建築物並びに同法第86条に定める総合的設計による1団地の建築物で、同法施行令第136条に定める敷地内の空地及び敷地面積の規模にかかる基準に適合しているもので、周囲の状況により環境上支障がないと認められるもの。

理由

本都市計画は、市街化区域と市街化調整区域との区分の変更に併せ、計画的かつ有効な都市的土地区画整理事業を図り、合理的な土地利用ができるよう見直すため、内里・上奈良地区地区計画の変更を行うものである。

別表1

1	制限の緩和措置	(1) 北側の前面道路の反対側に公共水面、線路敷その他これらに類するものがある場合、又は建築物の敷地が北側で公共水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該公共水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は当該公共水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。 (2) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合には当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面より1m以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は当該高低差から1mを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
2	許可による特例及び適用除外	右の各号の1に該当する建築物は、この制限によらないことができる。 (1) 1団地の住宅施設（都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第11条第1項第8号に規定する1団地の住宅施設をいう。）内の建築物。 (2) 市街地再開発事業（法第12条第1項第4号に規定する市街地再開発事業をいう。）の施行区域内の建築物 (3) 新住宅市街地開発事業（法第12条第1項第2号に規定する新住宅市街地開発事業をいう。）の施行区域内の建築物 (4) 次の各項の1に該当する場合で、市長が八幡市都市計画審議会の同意を得て許可した建築物 イ. 公共の目的を持つ建築物 ロ. 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条に定める敷地内の空地及び敷地面積の規模を有する敷地に建築される建築物並びに同法第86条に定める総合的設計による1団地の建築物で、同法施行令第136条に定める敷地内の空地及び敷地面積の規模にかかる基準に適合しているもので、周囲の状況により環境上支障がないと認められるもの。

理由

本都市計画は、優れた交通条件を活かした魅力ある市街地の形成を誘導するとともに、周辺市街地との調和を図り良好な市街地の環境を保全するため内里・上奈良地区地区計画の決定を行うものである。

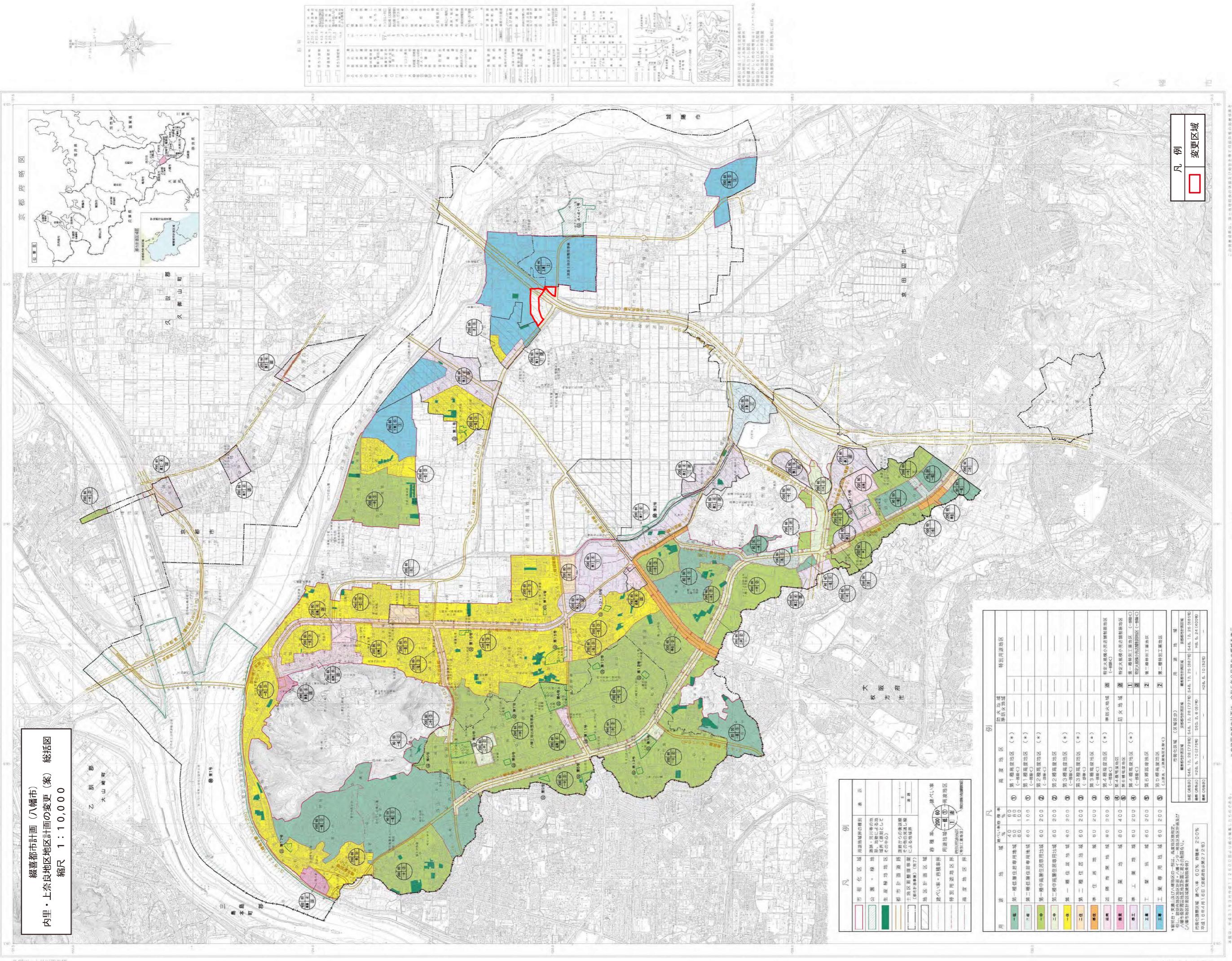
都市計画の変更の理由書

綴喜都市計画内里・上奈良地区地区計画の変更（八幡市決定）

内里・上奈良地区は、八幡市都市計画マスターplanにおいて「産業振興ゾーン」に位置付けており、第二京阪道路八幡東インターチェンジや都市計画道路八幡田辺線に近接する優れた交通条件を活かした市街地形成の誘導と市街地環境の保全を目的とした地区計画を定め、現在、計画的な市街地整備が進められています。

今回、京都府が予定している市街化区域と市街化調整区域との区分の変更と併せて行う用途地域等の変更に伴い、合理的な土地利用ができるよう見直すため、内里・上奈良地区地区計画の変更を行います。

八 帷幕都市計画総括圖



綴喜都市計画（八幡市）
内里・上奈良地区地区計画の変更（案） 計画図
縮尺 1：2,500

|

綴喜都市計画（八幡市）
内里・上奈良地区地区計画の変更（案） 計画図
縮尺 1:2,500

N

例

■	地区計画区域
■	地区整備計画区域
■	A 地区
■	B 地区

凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	A 地区
	B 地区